

4月1日に施行される
改正感染症法の主な規定

医療体制の整備	<ul style="list-style-type: none">公的医療機関などに医療提供を義務化義務化対象外の医療機関も合意に基づいて知事と医療提供に関する協定締結
医療人材の派遣	<ul style="list-style-type: none">知事が他の知事に医師や看護師の派遣を要請
物資の確保	<ul style="list-style-type: none">厚生労働省が検査キットやマスクなどの増産や輸入増を事業者にも要請

新たな感染症危機に備え、医療機関に医療提供を義務づけることを柱とする改正感染症法が4月1日に完全施行される。病床や発熱外来が不足した新型コロナウイルス禍の教訓を踏まえ、医療体制を事前に確保する仕組みが整うが、義務化対象外の医療機関の協力取り付けには課題もある。

改正法は、国や自治体、健康保険組合などが開設する「公的医療機関等」などに医療提供を義務づけ、都道府県知事は、具体的な提供内容として〈1〉病床〈2〉外来診療〈3〉自宅療養者への医療——などを通知する。義務化の対象外の医療機関は、合意の上で知事と協定を結ぶ。医療機関が通知や協定に従わない場合、知事は勧告や指示ができる。

一方、確保見込みの病床は昨年12月15日時点で3万3723床と、政府が今年9月までの目標とする5万1000床の6割強にとどまる。新型コロナ流行時は、患者受け入れに伴う他の診療の縮小で大幅減収となったケースが多く、義務化対象外の医療機関には減収に対する懸念が根強い。厚生労働省は、国による財政支援について「感染症の特性や状況を踏まえて検討する」としており、引き続き協力を呼びかける考えだ。

改正法ではこのほか、都道府県をまたいだ医療人材の派遣や、マスクなどの物資を確保するための規定なども盛り込まれている。

コロナ専門家組織、3月末で廃止 政府の感染対策に助言

厚生労働省は3月末で、新型コロナウイルス対策を同省に助言している専門家組織「アドバイザリーボード」を廃止する。この冬に大規模な感染拡大はなく、4月にワクチン接種

や治療薬の公費支援を終了することなどをふまえ、判断した。

専門家組織は国内で初めて新型コロナの感染者を確認したおよそ3週間後の2020年2月7日に初会合を開いた。医療や公衆衛生などの専門家で構成する。マスク着用といった感染対策を政府に助言し、流行状況や変異ウイルスの分析を担ってきた。

武見敬三厚労相は25日に開いたアドバイザリーボードメンバーとの懇談会で「新型コロナの死者数が他のG7（主要7カ国）諸国と比べて低い水準に抑えられた。この未曾有の危機において国民の命を救うための尽力とその功績に深く感謝する」と述べた。

発足以来、座長を務めてきた国立感染症研究所の脇田隆字所長は「常に資料作成に追われ、テーマを決めて議論を深めようという希望があったが、なかなか時間が取れなかったことは残念だった」と語った。

新型コロナの感染者数が高止まりしていた時期は会合を毎週開いていたが、感染症法上の5類に移った23年5月以降は開催頻度が減っていた。同8月4日を最後に会合は開かれていない。開催回数は計124回に上る。

厚労省は24年4月以降に新型コロナの感染が拡大した場合は、同省の厚生科学審議会（厚労相の諮問機関）の感染症部会で対応を協議する方針だ。